

ウクライナ政府（緊急事態省）報告書

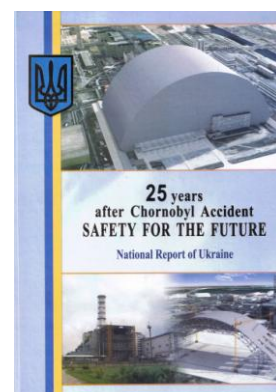
『チェルノブイリ事故から25年 “Safety for the Future”』より
(2011年4月20-22日、チェルノブイリ25周年国際科学会議資料)

第3章+第4章 日本語訳

Twenty-five Years after Chernobyl Accident:

Safety for the Future

National Report of Ukraine



この翻訳は、報告書の

第3章 チェルノブイリ惨事の放射線・健康影響

第4章 チェルノブイリ惨事の経済的・社会心理的影響：

被災地の発展に向けた主要な問題とオプションについての評価

を全訳したものである。

翻訳は、「チェルノブイリ被害調査・救援」女性ネットワークならびに NPO 法人市民科学研究室「低線量被曝研究会」のメンバー、そしてこの2団体以外のメンバーも含む、以下の10名による。

・監修：上田昌文、吉田由布子

・翻訳：内田章、神田橋宏治、斉藤賢爾、調麻佐志、杉野実、森川浩司、平川秀幸、
安田卓矢、吉田由布子

なお、この報告書に関するお問い合わせは以下の連絡先に電子メールでお願いします。

吉田由布子 yyoshida50@gmail.com または 上田昌文 ueda.akifumi@shiminkagaku.org

『ウクライナ政府報告書』とその翻訳について

2011年4月20 - 22日に、ウクライナの首都キエフで、チェルノブイリ事故25周年の国際科学会議が行われ、「チェルノブイリ被害調査・救援」女性ネットワークのメンバーはこの会議に出席してきました。『ウクライナ政府報告書』はその会議のために用意された資料のひとつで、ウクライナ緊急事態省が主となり、「技術災害と自然災害による緊急事態から人々と国土を防護するための全ウクライナ科学研究所」の協力を得て作成されたものです。報告内容は多岐にわたっていますが（目次概要参照）、この資料では、特に健康影響に関連する第3章と第4章を翻訳しました。

編集とページ数を適当な大きさに収める都合で、次の7つに分けて、翻訳のPDFファイルを掲載いたします。

- ・表紙（目次など）
- ・3.1 から 3.1.3
- ・3.2.1
- ・3.2.4 から 3.2.5
- ・3.3.1 から 3.3.3
- ・3.4.1 から 3.4.5
- ・4

翻訳は英語版によって行いましたが、随時ロシア語版を参照しました。英語版とロシア語版で表現が多少異なっているところがあり、その場合はロシア語版での表現を優先しています。また巻末の添付地図は、報告書に収められた「ウクライナにおけるセシウム137汚染地図 ①1986年5月当時、②2011年5月（25年後）③2036年5月（50年後の予測図）」を載せたものです。汚染が長期に続く状況がはっきりと示されています。

この報告書については、NHKのETV特集シリーズ「[チェルノブイリ原発事故・汚染地帯からの報告](#)」の第2回「[ウクライナは訴える](#)」で大きく取り上げられました（2012年9月23日（日）夜10時放送）。この番組に関連したNHKの取材内容は『[低線量汚染地域からの報告 チェルノブイリ 26年後の健康被害](#)』（馬場朝子・山内太郎 著、NHK出版2012）としてもまとめられています。

ウクライナ政府報告書 目次概要

1. チェルノブイリの惨事：結果軽減のための最優先対策の具体化
Chernobyl Catastrophe. : Implementation of First-Priority Measures on Mitigating its Consequence
2. 放射線生態学的結果：土壌エコシステムの放射能汚染の動向と防護対策の有効性
Radioecological Consequences : Radioactive Contaminations Dynamics of Terrestrial Ecosystems and Protective Measures Efficiency
3. チェルノブイリ惨事の放射線・健康影響
Radiological and Health Consequences of Chernobyl Disaster
4. チェルノブイリ惨事の経済的・社会心理学的影響：被災地の発展に向けた主要な問題とオプションについての評価
Socioeconomic and socio - psychological consequences of the Chernobyl Disaster : Major Problems and Present Assessments of Possible Options for the Affected Areas Development
5. 生態学的に安全なシステムへのシェルターの転換とチェルノブイリ原子力発電所の廃炉
Shelter Object Conversion into an Ecologically Safe System and Decommissioning of the Chernobyl NPP
6. チェルノブイリ惨事の結果として生じた放射性廃棄物の管理
Management of Radioactive Waste Generated as a Result of the Chernobyl Catastrophe
7. チェルノブイリ惨事の結果の克服に関するウクライナの政策
The State Policy of Ukraine Concerning Overcoming the Consequences of the Chernobyl Catastrophe
8. チェルノブイリの教訓：未来への安全
Lessons Learned from Chernobyl: Safety for the Future

以下に、健康影響の問題を扱っている第3章と第4章の小項目を掲げる。

3. チェルノブイリ惨事の放射線学的・医学的結果

3.1 放射線量

- 3.1.1 事故処理作業員の放射線量、事故処理作業員の遡及的線量再構築
- 3.1.2 避難住民の放射線量測定
- 3.1.3 住民の被曝線量

3.2 事故後長期を経た現在における住民の健康とその保護のための戦略

- 3.2.1 チェルノブイリ原発事故処理作業員の健康状態
- 3.2.2 小児期に事故に遭い、避難した人々の健康状態
- 3.2.3 チェルノブイリ惨事の被害を受けた様々な子どもたちの集団における健康影響
- 3.2.4 甲状腺の病気
- 3.2.5 汚染地区住民の健康状態の疫学的研究

3.3 放射線による短期的・長期的影響

- 3.3.1 急性放射線症候群
- 3.3.2 放射線白内障とその他の眼疾患
- 3.3.3 免疫学的影響

3.4 公衆衛生に対するチェルノブイリ原発惨事の複雑な要因の影響

- 3.4.1 神経精神医学的影響
- 3.4.2 循環器系疾患
- 3.4.3 気管支肺系統疾患
- 3.4.4 消化器系疾患
- 3.4.5 血液学的影響

4. チェルノブイリ惨事の経済的・社会心理的影響：被災地の発展に向けた主要な問題とオプションの評価

4.1. チェルノブイリ大惨事の経済費用評価

- 4.1.1. チェルノブイリ大惨事によるソ連経済への損失の評価
- 4.1.2. ウクライナの経済総損失評価

4.2. 放射能汚染地区における現在の主要な経済的・社会的・心理的問題

- 4.2.1. 恐怖と健康の程度
- 4.2.2. 1992年世論調査にみる被災者の状況
- 4.2.3. 事故から8年半後
- 4.2.4. チェルノブイリ事故の10年後
- 4.2.5. チェルノブイリ事故の20年後
- 4.2.6. 1997年社会調査の結果
- 4.2.7. 社会心理的回復センター・被災者情報伝達センターの活動
- 4.2.8. チェルノブイリの社会的教訓
- 4.2.9. ウクライナにおける原子力：ウクライナ国民の態度

4.3. ウクライナおよび放射能汚染地区における人口変動

- 4.3.1. ウクライナおよび放射能汚染地区における人口変動
- 4.3.2. チェルノブイリ大惨事の影響に起因する、社会の人口的心理的変動と、その否定的側面を克服する動態的分析

4.4. ウクライナ国民の核・放射能危険認識と日常生活における危険軽減法の実施

4.5. ウクライナにおける国連チェルノブイリフォーラム勧告の実施：被災地域復興開発計画の完遂

『ウクライナ政府報告書』の全体に共通する既知の事柄として

ウクライナにおける土地の汚染度によるゾーン区分

ウクライナ法 No.791a-XII(1991)による、年被曝線量と放射能汚染濃度の基準にしたがった汚染地域の区分け (3. 1.1 住民の被曝線量、表 3.18 より 原本 p106)

土地のゾーン区分		ゾーンの基準			
		土壌への放射性降下物濃度, キロベクレル/m ²			年推定被曝線量 mSv/年
		セシウム	ストロンチウム	プルトニウム	
1	立ち入り禁止ゾーン	—	—	—	—
2	強制的移住ゾーン	>555	>111	>3.7	>5
3	自発的移住補償ゾーン	185-555	5.5-111	0.37-3.7	>1
4	放射線高度監視ゾーン	37-185	0.74-5.5	0.18-0.37	>0.5

(訳者注：年推定被曝線量は、自然放射線以外のチェルノブイリ事故由来の値を指す)

ウクライナにおける被災住民の基本登録の区分

基本登録区分 (訳者注：本『報告書』中にこの区分は明記されていないが、これまでの国際会議資料などでは、以下のように区分がなされている)

グループ1：事故処理作業員

グループ2：強制避難させられた住民および移住させられた住民

グループ3：汚染度の低い地域に住んでいる住民

グループ4：グループ1から3に属する人から生まれた子ども